

【第15回神戸大会予稿】

# 明治期の監獄懲治場における瘡唾者収容推移

～司法省監獄局統計年報から～

當 間 正 敏

関東叢史研究会

あらまし：明治13年（1880）布告の刑法（旧刑法）第82条において、犯罪を行った瘡唾者は最長5年間懲治場に留置することができると定められた。明治41年（1908）に刑法が施行され、懲治場が廃止されるまでの間、実際に瘡唾者は全国各地の懲治場に留置されていく。しかるに、その実態がどのようなものであったのかについては依然として未解明な部分が多い。そこでまず、本稿において、懲治場に収容された瘡唾懲治人の動向を司法省監獄局統計から追跡を試みることにより、全国各地の監獄懲治場に収容された瘡唾懲治人が置かれていた状況の一側面を明らかにしていくことを目的とした。

## 1. はじめに

明治期の日本において、犯罪を犯した瘡唾者は刑法によってその罪を問われないことになっていた。しかし「情状」によっては懲治場という施設に一定期間収容することができることも定められていた。

懲治場に収容された瘡唾者、いわゆる瘡唾懲治人の推移については、司法省監獄局が明治32年（1899）から発行を始めた「司法省監獄局統計年報」に統計が出ており、当時の状況のある程度把握できる。

そこで本稿においては、司法省監獄局統計年報に出ている瘡唾懲治人関連のデータを整理し追跡することによって、明治期の瘡唾懲治人の実態を一側面からではあるが、明らかにすることを試みた。

その結果、(1) 懲治場自体は明治44年（1911）まで存続しており、瘡唾懲治人

も同年まで収容されていたこと、(2) 囚人と比較して瘡唾懲治人は男性が圧倒的に多く、女性は限られた存在であったこと、(3) 明治39年（1906）を境に、関東区において瘡唾懲治人数が急激に増加していたこと、などが明らかとなった。

## 2. 監獄懲治場

明治13年（1880）に布告された刑法（明治13年7月17日太政官布告36号）、いわゆる旧刑法は瘡唾者規定を設け、明治15年（1882）1月1日に施行されている。本稿においては懲治場が主題であるので、それに関連した第82条のみ、以下、該当条文を記載する。

### 第八十二条

瘡唾者罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情状ニ因リ五年ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

このように、第82条においては、犯罪を犯した瘖啞者に対しては罪を問わないが、情状によっては懲治場に留置できるとした。この懲治場は全国各地に設置された監獄（分署、支所を含む）に併設され、瘖啞者もこれらの懲治場に収容された。監獄懲治場のなかには横浜監獄懲治場のように瘖啞者の懲治人を集中的に集めたところもあったという。この横浜監獄懲治場内に設置された「横浜根岸学校盲啞部」の様子は伊藤（2009）に詳しいので、本稿では言及しない。

さて、この懲治場に関する文言は、明治41年（1908）に施行された刑法（明治40年法律第45号）では削除されている。また、明治刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律（明治41年3月28日法律28号）、いわゆる旧監獄法が刑法施行と同時に施行されているが、この監獄法に懲治場制度は定められなかったことから、懲治場制度はその役割を終えている。

ただし実際には移行期間の緩和措置というつもりだったのであろうか、懲治場廃止に関していくつかの対応がとられていた。例えば、旧監獄法の附則には下記のような文言が加えられている。

監獄則は之を廃止す但懲治人に関する規定は当分の内仍ほ其効力を有す

これは、監獄法が施行された後もこれまで運用されてきた監獄則に定められていた懲治人に関する規定は当分の間運用される、というものである。さらに、刑法施行法（明治41年3月28日法律第29号）が刑法施行と同時に施行されているので

あるが、この第16条に懲治場に関する文言が出てきている。以下、該当条文を記載する。

### 第十六条

懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ従前ノ例ニ従フ但司法大臣ハ何時ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得

つまり、明治41年（1908）の刑法施行後も引き続き懲治場での留置を可能とし、さらに、懲治場に留置されている懲治人に関しては、司法大臣の判断によっていつでもその留置を解除することができる条文である。なお、感化院という文言が出ているが、これは瘖啞者の収容を想定したものではなく、幼年者、つまり罪を犯した時の年齢が満16歳以下で情状によって懲治場に留置されていた者の収容先として想定された。

したがって、懲治場は刑法施行と同時に閉鎖されたわけではなく、明治41年（1908）以降も状況に応じて運営が継続されていたのである。さらに、詳細は別項に譲るが、日本帝国司法省監獄統計年報によれば、懲治場は明治44年（1911）まで存在していた。

## 3. 明治32年～明治42年における全体的な推移

さて、本節においては、明治32年（1899）から明治42年（1909）までの瘖啞懲治人の全体的な推移を取り扱う。明治32年（1899）からというのは、司法省監獄局統計年報（以下、統計）の第1回が明治

32年（1899）発行のためである。さらに、明治41年（1908）に現行刑法（明治40年法律第45号）が施行された際に懲治場が廃止されているが、本稿においては明治44年（1911）発行の日本帝国司法省第13回監獄統計年報までを取り扱う。なお、統計自体は大正2年（1913）に発行された第14回が最終巻となっている。

### 3-1. 新入懲治人の推移

まず、表1は明治32年（1899）から明治42年（1909）にかけての10年間に新たに懲治場に収容された瘡唾懲治人、幼年懲治人、通常の囚人数である。

総数からいうと、まず、監獄懲治場に収容された瘡唾懲治人は平均して年20人であったことがわかる。最大数が収容されたのは明治36年（1903）の27人である。幼年懲治人は明治34年（1901）の272人を除き、基本的には増加傾向にあったのとは対照的である。瘡唾懲治人と幼年懲治人の推移に差異が見受けられるのはいかなる理由によるものであろうか。

さらにここで注目したいのは、同年の新入囚人数も18万1134人と、明治32年（1899）から明治42年（1909）の間で最も多いことである。この数字と瘡唾懲治人が多く収容されたのには何かの関連性があるのだろうか。

ついで、明治41年（1908）には瘡唾懲治人及び幼年懲治人ともに減少しているが、これは明治40年（1907）4月24日に公布された刑法において懲治場が廃止されていることを受けたものであろうか。さらにいえば、刑法は明治41年（1908）10月1日に施行されているが、同法においては懲治場制度が廃止されたために、

その翌年の明治42年（1909）に懲治場に収容された瘡唾懲治人及び幼年懲治人がいないことがわかる。

### 3-2. 新入懲治人の男女別

明治32年（1899）から明治41年（1908）の間に懲治場に収容された瘡唾懲治人は197人であったが、その内、男女別はどうであったのかについては、明治37年（1904）から明治41年（1908）の統計で明らかになっている。それを表にしたのが表2である。なお、それ以前の統計では総数のみが記載されており、男女別は不明である。

これによれば、男性95人に対し、女性は2人となっていたことがわかる。これに対し、例えば明治38年（1905）に収容された囚人の男女別が、男性10万1216人に対し女性は1万7513人となっており、女性比率は約17%である。明治39年（1906）でみてみても、男性11万4236人に対し女性は1万6748人となっており、女性比率は約14%である。これらと比較するに、懲治場に収容された女性瘡唾懲治人が2人にとどまっていることには注目すべきものがある。

### 3-3. 年末現員数の推移

次に、明治34年（1901）から明治44年（1911）の統計に年末現員として出ている数字をまとめたのが表3である。年末現員とは、その年の12月31日時点で各監獄・懲治場に何人が収容されていたか、という定義にある。

なお、懲治場制度は明治41年（1908）の刑法施行によって廃止されたことになっているが、統計によれば、例えば明

治43年（1910）時点で2箇所のみではあるが、神戸監獄洲本分監、神戸監獄兵庫出張所に懲治場が存在している。このように実際には明治44年（1911）まで数は少ないが存続していた。

瘡唾懲治人については、明治34年（1901）から明治36年（1903）まで年末現員数が少しずつ増加しているが、その後は一転して減少しつつも、明治39年（1906）を境に明治41年（1908）の44人を最高到達点に増加していることがわかる。これについては、幼年懲治人においても、明治39年（1906）あたりからの年末現員の増加に同様の傾向がみられる。

次いで、刑法の施行がなされた明治41年（1908）とその翌年である明治42年（1909）の年末現員数を比較してみると、瘡唾懲治人及び幼年懲治人ともにその数が半減している。これは表1でみたように明治42年（1909）には瘡唾者及び幼年者ともに新入者がなかったことによるものと、出場による自然減少によるものであろう。そして瘡唾懲治人については明治43年（1910）の8人を最後にその記録が終わっており、幼年懲治人はその後の明治44年（1911）の1人が最後となっていることがわかる。

#### 4. 各管区における瘡唾懲治人収容数の推移

本節においては、各管区ごとの瘡唾懲治人収容数の推移について取り扱うことにする。取り扱う期間については、各管区、正確に言えば各監獄懲治場に収容されている瘡唾懲治人数が記載された統計が明治37年（1904）の第6回から明治41年（1908）の第10回までであったので、

その範囲とした。

ところで、本稿においては分量の制限関係上、本来は統計では各監獄ごとの数値が出ていたものを、管区ごとにまとめて比較したものであることを断っておく。その各管区の定義を明確にするために整理したのが表4である。なお、管区名及び管轄範囲については統計に記載されているものに従った。

なお、関東区の巢鴨監獄、九州区の沖繩監獄であるが、懲治場に関しては明治37年（1904）の統計にその名を見るのみである。また甲府監獄は明治40年（1907）までの統計に出ているが、明治41年（1908）の統計からはその姿を消している。このように、明治37年（1904）から明治41年（1908）の全期間において名前が見受けられる監獄という意味ではなく、この期間中に懲治場関連の統計に出てくる監獄名ということである。

##### 4-1. 新入瘡唾懲治人

明治37年（1904）から明治41年（1908）の期間中に懲治場に新しく収容された瘡唾懲治人推移を各管区ごとに整理したものが図1である。

この図でもっとも注目したい点に、西区と関東区の対比がある。明治37年（1904）の時点では西区における収容人数が7人に対し関東区では1人となっている。

ところが、年を経るごとに西区は収容人数が減少し、関東区は逆に増加していることがわかる。明治41年（1908）になると西区は2人を収容しており、関東区では11人を収容している。

さらに関東区の場合は、明治38年（1905）の3人から明治39年（1906）に

は10人と急激に新入瘡唾懲治人が増加している。この年だけの現象ではなく、翌年の明治40年（1907）は多少減少して8人になっているものの、明治41年（1908）には11人を收容しており、安定して推移していることから、明治39年（1906）前後に関東区において瘡唾者への対処について何らかの変化が起きた可能性があることが推察できる。

ところで、どうしても前述のように関東区と西区に目が行きがちであるが、もうひとつ、北陸区の推移にも注目したい。北陸区では明治37年（1904）から明治39年（1906）まで毎年2人であったのが、明治40年（1907）になると急に6人へと増加している。しかし翌年明治41年（1908）には急転し1人も新入瘡唾懲治人を收容していないことがわかる。このことから明治40年（1907）の6人という数字にどのような意味があるのか関心を覚えるものがあるが、本稿では今後の研究の余地があるということを示すにとどめておくことにしたい。

#### 4-2.瘡唾懲治人年末現員数

明治37年（1904）から明治41年（1908）までの瘡唾懲治人年末現員数を各管区ごとに整理したのが図2になる。年末現員数というのは、その年の年度末、つまり12月31日に実際に收容されている人数、という意味である。

この図からは関東区において年末現員数が急激に増加していく様子が明らかとなっている。東海区、北陸区、東北区、四国区、九州区、北海道の安定した推移とは対照的である。

関東区では明治37年（1904）には8人

であった年末現員数が、明治39年（1906）に15人になり、その後は年々10人前後ずつ増加しており、明治41年（1908）には35人に達していることがわかる。なお、この35人の收容先についてであるが、横浜監獄懲治場に34人、長野監獄懲治場に1人となっている。

横浜監獄に34人ものの瘡唾懲治人が集中して集められたのは、やはり横浜監獄内に設置されたという横浜根岸学校盲唾部の存在によるものであろう。

#### 4.3.関東区内における瘡唾懲治人收容先

そこで、明治37年（1904）から明治41年（1908）の期間中に関東区内の監獄懲治場に收容された瘡唾懲治人の收容先を監獄別にして見たのが表5である。

伊藤（2009）によれば、横浜監獄内の横浜根岸学校盲唾部については明治36年（1903）から明治37年（1904）にかけて設置され、明治37年（1904）3月に司法省監獄局長の通牒によって関東管区内の監獄懲治場に收容されていた瘡唾懲治人はすべて横浜監獄懲治場に移されたこととされている。

これは確かにそうであったろう。ただし、明治37年（1904）に巢鴨監獄懲治場へ收容されている1人は收容月が不明なために除外するにしても、監獄局長による通牒が出たあとも、明治38年（1905）から明治41年（1908）にかけて東京監獄、前橋監獄、水戸監獄、宇都宮監獄、長野監獄に瘡唾者が新たに收容されていたことがわかった。特に東京監獄においてはその傾向が強く、明治38年（1905）から明治41年（1908）の間に12人の瘡唾懲治

人を新たに収容している。言い換えれば、明治37年（1904）以降であっても、関東管区内の瘡唾懲治人はすべて横浜監獄懲治場に直ちに収容されたわけではないことを示しているのである。

## 5. さいごに

以上、統計による瘡唾懲治人について整理を行った。その結果、瘡唾懲治人は明治37年（1904）から明治38年（1905）にかけては西区、いわゆる関西地域での新入監者数が多かったが、明治39年（1906）からは関東区、いわゆる関東区での新入監者数が急激に増加していたことがわかった。このような数字の動きは他の地域ではまったくみられないどころか、関西地域ではむしろ新入監者数が減少傾向にあったのである。

このような背景には、前述したように横浜監獄懲治場内に設置された横浜根岸学校盲唾部の存在が大きく影響していたのではないかと考えられるが、このあたりは今後の研究課題となろう。

さらに、関東地域においては明治39年（1906）を境に年末現員数が急激に増加し、年を追うごとにその数を増やしていたこともわかった。他の地域ではこのような動きは確認できず、これも関東地域特有の現象である。

以下は推測ではあるが、横浜根岸学校盲唾部の評価が高まったことにより、それが故に瘡唾者を懲治場に長期間収容し教育の機会を与えるという傾向が強まった結果ではないかとも考えられようが、これも今後の研究課題である。

また、瘡唾懲治人については明治44年

（1911）まで収容がなされていたことがわかった。この最後となった瘡唾懲治人はどのような環境の中で何を考え、そしてどのような懲治場収容生活を送ったのであろうか。

今回はあくまでも司法省による統計の整理という位置づけであるので、今回得られた知見をもとに、今後も研究活動を継続し、監獄懲治場に収容された瘡唾者の実態を明らかにしたい。

## 6. 参考文献

- ・司法省『司法省監獄局第1回統計年報』
- ・司法省『司法省監獄局第2回統計年報』
- ・司法省『司法省監獄局第3回統計年報』
- ・司法省『司法省第4回監獄統計年報』
- ・司法省『司法省第5回監獄統計年報』
- ・司法省『日本帝国司法省第6回監獄統計年報』
- ・司法省『日本帝国司法省第7回監獄統計年報』
- ・司法省『日本帝国司法省第8回監獄統計年報』
- ・司法省『日本帝国司法省第9回監獄統計年報』
- ・司法省『日本帝国司法省第10回監獄統計年報』
- ・司法省『日本帝国司法省第11回監獄統計年報』
- ・司法省『日本帝国司法省第12回監獄統計年報』
- ・司法省『日本帝国司法省第13回監獄統計年報』
- ・司法省『日本帝国司法省第14回監獄統計年報』
- ・三吉明（1967）『有馬二郎助』、吉川弘文館
- ・伊藤照美（2009）「横浜監獄内にあった盲唾懲治場をめぐる」、『第12回日本聾史学会報告書』、8巻、82～92頁

【表1】明治32年～42年の新入懲治人及び新入囚人数

和暦	瘡唾者	幼年者	囚人
明治32年	21	399	151,425
明治33年	21	318	160,235
明治34年	16	272	170,187
明治35年	18	328	180,570
明治36年	27	401	180,570
明治37年	16	411	158,780
明治38年	16	432	118,720
明治39年	22	572	130,084
明治40年	24	777	126,850
明治41年	16	588	127,078
明治42年	0	0	118,285

【表2】懲治場に収容された瘡唾懲治人男女別

和暦	総数	男性	女性
明治37年	16	16	0
明治38年	16	15	1
明治39年	22	21	1
明治40年	24	24	0
明治41年	16	16	0

【表3】明治34年～44年の懲治人・囚人の年末現員

和暦	瘡唾者	幼年者	囚人
明治34年	19	133	49,579
明治35年	24	191	49,464
明治36年	31	330	54,946
明治37年	22	434	52,446
明治38年	24	530	48,344
明治39年	30	778	48,738
明治40年	42	1,189	47,902
明治41年	44	1,243	46,951
明治42年	19	647	63,595
明治43年	8	23	64,071
明治44年	0	1	60,627

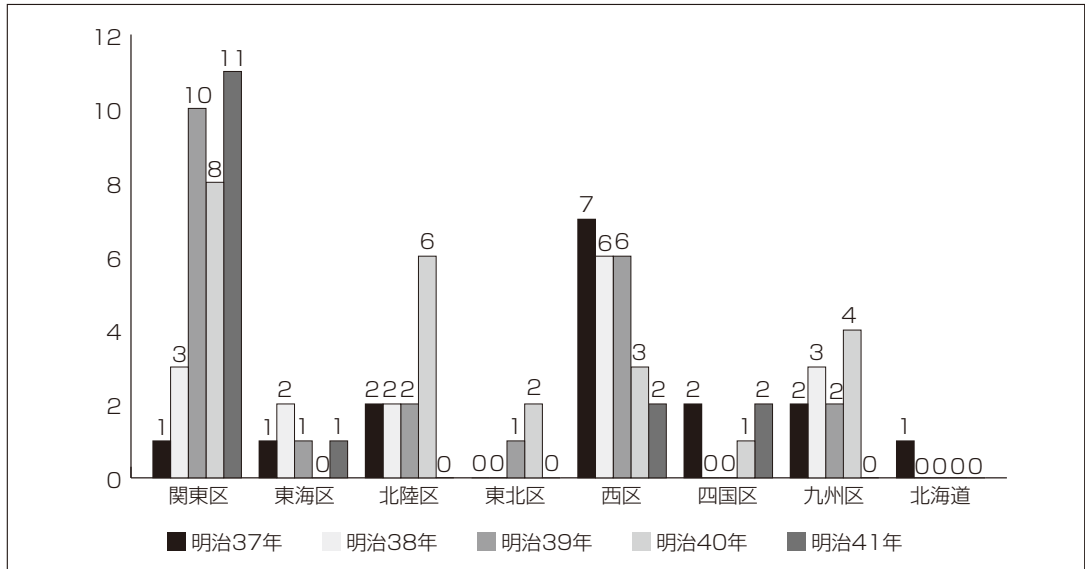
【表4】管区名および管轄監獄

管区	監獄
関東区	東京、市谷、巢鴨、横浜、浦和、前橋、千葉、水戸、宇都宮、甲府、長野
東海区	安濃津、名古屋、静岡、膳所、岐阜
北陸区	新潟、福井、金沢、富山
東北区	宮城、福島、盛岡、青森、山形、秋田
西区	京都、堀川、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、山口、鳥取、松江
四国区	徳島、高松、松山、高知
九州区	長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
北海道	函館、札幌

【表5】明治37年～明治41年における関東区各懲治場への新入瘡唾懲治人数

和暦	東京	市谷	巢鴨	横浜	浦和	前橋	千葉	水戸	宇都宮	甲府	長野	合計
明治37年	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
明治38年	1	0	-	1	0	0	0	0	1	0	0	3
明治39年	4	-	-	3	0	1	0	1	1	0	0	10
明治40年	4	-	-	2	0	1	0	1	0	0	0	8
明治41年	3	-	-	5	0	1	0	1	0	0	1	11

【図1】 明治37年～41年における各管区監獄懲治場への新入監者数（瘡唾者）



【図2】 明治37年～41年における各管区監獄懲治場での年末現員数（瘡唾者）

